

鹿児島県地域猫活動等事業実施要領

1 目的

この要領は、鹿児島県地域猫活動等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、事業の適切な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「飼い主のいない猫」とは、動物の所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。
- (2) 「不妊・去勢手術」（以下「手術」という。）とは、雄の精巣の摘出、雌の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出をいう。
- (3) 「地域猫活動」とは、地域住民の理解と合意のもと「飼い主のいない猫」に手術を行った上、餌のやり方や清掃等に関するルールを定め、一代限りの命を全うするまで地域内で飼養管理を行う活動をいう。
- (4) 「TNR」とは、飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢措置を行い、捕獲した元の場所へ返す取組のことをいう。
- (5) 「耳カット」とは、手術を受けた猫を識別するために、耳の先端をV字等にカットすることをいう。

3 補助金の交付対象となる事業の内容

(1) 手術助成事業

市町村が区域内の地域猫活動を行う者に対し、地域猫の手術（耳カット含む）に要する経費を補助する事業

(2) 地域猫活動

地域猫の手術（耳カット含む）及び飼養管理を行う事業

(3) 飼い主のいない猫の譲渡活動

飼い主のいない猫を保護し、譲渡目的で飼養管理を行う事業

4 補助対象経費

補助対象とする経費の内訳については、別表のとおりとする。

5 補助事業の要件

補助金交付要綱別表第1の補助金の交付対象となる団体等は、次の要件を満たす者とする。

(1) 手術助成事業

ア 地域猫の手術に対する助成事業を行っている市町村であること。

イ 鹿児島県が作成する「地域猫の手引き」の趣旨に沿った活動への助成であること。

ウ 住民に対し地域猫活動の普及・啓発を図ることを目的としていること。

(2) 地域猫活動

- ア 飼い主のいない猫に対する手術助成事業やTNR事業が行われていない市町村で、地域猫活動に取り組む活動団体であること。
- イ 活動団体の人数は、取組地域の状況や当該地域に生息する猫の数を考慮し、地域猫活動を適正に行うことができる人数（原則2名以上）であること。
- ウ 活動団体には、名称があり、代表者が設けられていること。
- エ 鹿児島県が作成する「地域猫の手引き」の趣旨に沿った活動を行うこと。

(3) 飼い主のいない猫の譲渡活動

- ア TNR事業は実施しているが、地域猫活動への助成事業がない市町村内において、譲渡目的で飼い主のいない猫の飼養管理を行う活動団体であること。
- イ 活動団体の人数は、取組の状況を考慮し、譲渡活動を適正に行うことができる人数（原則2名以上）であること。
- ウ 活動団体には、名称があり、代表者が設けられていること。
- エ 飼養管理は屋内で行うこと。

6 補助金の交付申請

要綱第4条第2項第4号及び第7条第2項第4号に規定する、補助金等交付（変更）申請書に添付すべき書類のうち、その他知事が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1) 地域猫活動への補助

- ア 活動地域の地図（猫の主な生息地並びにトイレ及びエサ設置場所を記入すること）
- イ 活動団体の構成員及び役割分担の分かる書類
- ウ 自治会長等（地域の代表）の同意書
- エ 地域住民の合意に至る経緯を記載した書類
- オ 猫の管理台帳

(2) 飼い主のいない猫の譲渡活動

- ア 飼養施設の平面図（ケージ等の設置場所を記載すること）
- イ 活動団体の構成員及び役割分担の分かる書類
- ウ 猫の管理台帳

7 補助事業の内容等の変更

交付申請者は、次の各号に掲げる事項が生じた場合は、県に報告するものとする。県は、報告後、必要に応じて書類の提出を求めるものとする。

- (1) 活動団体の構成員が減少する場合
- (2) トイレ及びエサ設置場所を変更する場合
- (3) 活動地域を変更する場合
- (4) 飼養施設の所在地を変更する場合

8 実績報告

要綱第9条第2項第5号に規定する、補助事業等実績報告書に添付すべき書

類のうち、その他知事が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1) 手術助成事業への補助

- ア 事業報告書（別記第1号様式）
- イ 当該猫の写真（耳カット前後の写真）
- ウ 活動団体が補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写し

(2) 地域猫活動への補助

- ア 事業報告書（別記第2号様式）
- イ 当該猫の写真（耳カット前後の写真）
- ウ 猫の管理台帳

(3) 飼い主のいない猫の譲渡活動

- ア 事業報告書（別記第3号様式）
- イ 猫の管理台帳

9 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に知事が定める。

別表

補助対象経費	内訳
手術助成経費	負担金、補助及び交付金、委託料、役務費等による手術助成に係る費用
手術経費	不妊・去勢手術（耳カットの費用を含む）に係る費用
飼養管理経費	ペットフード、猫砂、猫トイレ、猫用食器、掃除用具等飼養管理に必要な消耗品に係る費用

※ 交付対象事業で取り扱った猫を対象とした経費に限る。